

広島駅南口開発株式会社一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画)

次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、子育てを行う当社社員が、仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすく、働きがいのある職場環境をつくることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、当社における女性社員の活躍を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年8月1日から令和7年3月31日までとする。

2 当社の現状と課題

当社社員の中には、子育て期間中の社員も多いことから、仕事と子育て等を両立し、安心して働き続けることができるよう対応する必要がある。

さらに、当社固有社員のうち、管理監督職（係長級以上）に占める女性社員の割合は約17%と低く、経験、能力に応じて管理監督職に占める女性の割合を高める必要がある。

3 目標

- (1) 社員の超過勤務の削減、年次有給休暇の取得促進に努め、超過勤務時間数（1月平均）を12時間未満、年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。
（女性活躍推進法）
- (2) 所属長さらには社員に対し、育児や介護等に関する各種の休暇制度を周知徹底し、一層の制度利用を図る。（次世代法）
- (3) 当社固有社員の管理監督職に占める女性社員の割合を30%以上にする。
（女性活躍推進法）

4 取組内容

- (1) 超過勤務の削減及び年次有給休暇取得の促進

令和4年8月1日～

ア 所属長は、常に業務の進め方、社員間の業務配分の点検等を行い、社員の超過

勤務の削減に努める。

令和4年8月1日～

イ 所属長は、出来るだけ早く退勤するとともに、社員に対し積極的に定時退勤を働きかけるなど、社員が退勤しやすい環境づくりに努める。

令和4年8月1日～

ウ 所属長は、自ら率先して休暇を取得するとともに、業務の相互応援体制を整えるなど、社員が休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

令和4年8月1日～

エ 所属長の取組に対する支援等の充実を図る。

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援の推進

令和4年8月1日～

ア 社員に対し、職業生活と家庭生活の両方において男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行うとともに、育児や介護等に関する休業・休暇などの両立支援制度の周知徹底を図る。

令和4年8月1日～

イ 所属長は、各制度について正しい知識を持ち、社員に対して制度の積極的な利用を働きかけるとともに、社員が制度を利用しやすい環境づくりに努める。

(3) 女性社員の育成等

令和4年8月1日～

ア 女性を対象としたキャリア形成支援研修への参加により女性社員の能力開発に取り組む。

令和4年8月1日～

イ 女性社員向けの相談窓口を設置するなど、相談支援機能の充実を図る。